

令和4年2月10日
文化庁企画調整課
博物館振興室

博物館法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント
(意見公募手続)の結果について

博物館法施行規則の一部を改正する省令案について、令和4年12月27日から令和5年1月11日までの期間において、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計88件の御意見をいただきました。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

No.	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【第4条関係】 審議会等でほとんど議論されていないにも関わらず、資格認定を「毎年少なくとも各1回」を「少なくとも2年に1回」にするのは、学芸員資格の取得を目指す人材のその取得機会を減少させることになります。	試験認定及び審査認定は、大学における学芸員養成課程が30か所ほどしかなかった昭和30年代に、それを補う目的で文部科学省による直営方式で始まりました。令和の現在、養成課程を開講する大学は300か所ほどに増え、多様な資格取得の機会がございます。 特に試験認定については、放送大学における科目履修や通信制大学等、代替手段が整っていることから、文化審議会博物館部会での検討を経て、将来的に隔年としていくことにしました。
2	【第6条関係】 審議会等で議論されることなく試験認定における「選択科目（文化史・美術史・考古学・民俗学・自然科学史・物理・化学・生物学・地学）」を全部削除することは、学芸員における学問上の専門性を測る機会の減少と学芸員養成の質の低下につながると危惧します。	学芸員の資格要件については、中長期的な課題として引き続き文化審議会において議論することとされています。 試験認定の受験者は、第5条第3号（高校を卒業してすぐに博物館に勤務し、4年以上学芸業務に従事）による場合を除き、大学又は短期大学に相当する教育施設で文化史や自然科学史に関連する教養科目を修めており、受験者への過重な負担を軽減する観点から、文化審議会博物館部会での検討を経て、廃止することとしました。 なお、第9条第3号ハ（高校を卒業してすぐに博物館に勤務し、8年以上学芸業務に従事）において審査認定を受ける場合は、従来より選択科目に相当する科目の履修を求めています。 第5条第3号、第9条第3号ハの両要件による受験者は、毎年の学芸員資格取得者のごく一部であることから、学芸員養成の質の低下につながるものではないと思料されます。

3	【第9条関係】 第9条の「学位を有する者」は、「2年以上博物館資料関係実務を行った経験を有するもの」における、「博物館資料関係実務」とは、例えば大学で考古学や動物学の資料を扱う経験でも「博物館関係実務」とみなされるのではないかと疑問があります。博物館実務は当然のことながら必須であるべきだと思うからです。 しかしながら、本来、学芸員資格は「博物館に関する科目」を学修することが条件であるべきです。「学位を有する者」のように、「博物館に関する科目」を未学修の者に学芸員資格を与えることは、博物館や学芸員の専門性を損なうものであり、ひいてはその質の低下を招くものです。 博物館に関する高度で様々な専門性が求められる中で、これからの学芸員資格は、現行の任用制度から登録制度や免許状制度に変更することを視野に入れるとともに、そのために試験認定制度を導入することが求められます。 中長期的に学芸員制度の在り方を具体的に検討するために、任用制度もとで、これまで学芸員資格要件をなし崩し的に緩和してきた、第9条を抜本的に見直す必要があると思います。	審査認定においては、博物館に関する科目の履修者又は試験認定における筆記試験合格者と同等であるか、博物館に関する学識及び業績（博物館に関する著書、論文、報告、展示、講演、その他の実務経験等）から確認をしています。
4	【第9条関係】 改正案の第9条第2号において、「（生涯学習概論を除く）」としているが、博物館法第2条第1項における博物館の定義として、「（…）教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い（…）」と記載がある。この場合、生涯学習概論を除き、博物館資料関係実務に限定することで教育的配慮が担保できるのか。博物館資料関係実務の中に博物館教育的な実務を含むべきではないか。	第9条第2号における「生涯学習概論を除く」とは、生涯学習概論のみを教えていた教員については、2年の博物館資料関係業務を行っても審査認定を受けることはできないことを意味しています。
5	【第9条関係】 第9条を改正し、第3号「二 その他十一年以上学芸員補の職にあつた者」を削除しようとしているのは、学芸員資格の取得を目指す人材のその取得機会を減少させることになる。実態としてほとんど実績がないとは思料するものの、文部科学省生涯学習政策局から文化庁に移管したことにより、博物館法第1条に定める社会教育法に反し、生涯学習政策の後退につながることも受け取られ、専門家による議論をほとんど行わないまま何の説明もなく行政的判断でこのような見直しを行おうとしていることについて、強く遺憾の意を表明する。	第9条第3号二の削除は、学芸員補の資格要件と連動するものです。従前の第9条第3号二は、中学校卒業者が博物館に勤務することで学芸員補となる可能性を含んでおりましたが、学芸員補の資格要件が〔博物館に関する科目を履修した短期大学卒以上〕へ引き上げられたため、削除しました。

6	【第18条関係】 ・意見の概要 施行規則の公布後に「博物館資料関係実務を行つた経験を有する者」の証明にかかる書式例を文化庁が示すことを求める。 ・意見詳述 改正により、「学芸員補の職にあつた者」を「博物館資料関係実務を行つた経験を有する者」に読み替えている箇所が多数ある。 「学芸員補の職にあつた者」は雇用の実態を雇用主が証明することが可能であるが、「博物館資料関係実務を行つた経験を有する者」については博物館資料関係実務を職業として行った経験でない場合も認められる可能性がある。もしそうだとするならば、それをどのように証明するかについての一定のルールが必要と思われる。 この証明に関する書式について都道府県・指定都市によって大きく異なることは、資格認定受験者への不平等につながる可能性があることから、その解消のために「博物館資料関係実務を行つた経験を有する者」の証明にかかる書式例を施行規則公布後に文化庁が示し、都道府県が指定都市が参酌できる環境を整えることを求める。	博物館資料関係実務の証明は、文化庁が行う資格認定の応募時に提出を求めるもので、詳細は募集要項において例示いたします。
7	【第19条関係】 箇所：第19条第1項 意見：「相当の公益性」を「相当の非営利性・公共性・公益性」などより強い言葉にすべきではないか。 理由：非営利性を厳格に規定し、博物館の非営利性・公共性を疑われる行為を注意深く排することを望むため。	登録又は指定を受けようとする博物館は、それぞれの法人類型における設置に係る基準を満たしたうえで、博物館法第1条に定める目的等を踏まえて博物館としての活動を営もうとしているものであります。そのため審査においては、博物館活動に係る部分において相当の公益性を有しているか確認するものであります。
8	【第19条関係】 第19-21条の「博物館資料」を「博物館資料等」とすることを提案します。とりわけ第19条および同条5の調査研究に掛かる部分、そして第21条1については強く希望します。 理由は、博物館の事業として、官公庁からの受託研究や法的文化財に関する調査研究が含まれているためです。学芸員の調査研究の対象を「博物館資料」と明言することは、現場の学芸員の仕事を限定してしまい、学芸員を萎縮させ、博物館の可能性を狭めてしまうと考えます。	博物館において職務上取り扱う資料、情報、権利等は、媒体の種別や所有の有無に関わらず全て「博物館資料」に含まれます。

9	【第19条関係】 都道府県および指定都市が定める「博物館の登録に係る基準」「博物館に相当する施設の指定に係る基準」をインターネット等で公表することについて努力義務とすることを示す条文を加えることを求める。現在、審査基準をWEB上で公表している都道府県および指定都市はごく一部であることから、審査基準を公表することが標準的な仕様となるよう、その努力義務について施行規則に加えることを求める。	登録基準の策定において、一律の努力義務を課すことは考えていませんが、一方、登録の審査は選別することが目的ではないため、それぞれの自治体の判断によって登録の申請をした博物館に基準を満たない部分があった場合は、審査に関わる有識者とともに改善の方策を協議し、登録又は指定に向けた措置を講じていただくことを想定しています。
10	【第19条関係】 第19条1号から6号、第20条1号から3号、第22条1, 2, 4号の内容は、登録博物館運営の質を担保する上で有効に機能するものであり賛同する。特に、第22条4号については日本社会の社会的包摂性を高める上で登録博物館が果たすべき役割を明確に示していることから賛同する。	本省令案に賛成の御意見として承りました。
11	【第19条関係】 第1項第1号における「展示」の解釈について、「インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む」とするが、展示施設を持たないデジタルミュージアムやデジタルアーカイブでも登録可能となるということか。 法第2条第4項において、電磁的記録も「博物館資料」であることが定義されていることから、これをふまえればサーバーに電磁的記録を収集・保存し、WEB上で一般に公開していれば、登録博物館の要件を満たすということになる。拡大解釈とならないように、厳密な定義をお願いしたい。	メディア芸術のようなデジタルアートを主な収蔵品とする場合、展示機能に限ってはweb上又は仮想空間にのみ展開することも、近い将来の博物館の姿として想定しております。 御意見については、今後の参考にさせていただきます。
12	【第19条関係】 第19条の1～3号についてコメントします。これらコレクション管理に関することを規定するにしても、現在、それについての標準的な手引書がありません。基本方針などのキーワードについても共通した理解も得られていません。ましてや選定されたキーワード（「収集」「管理」「目録作成」「活用」など）がどのような内容を表象化しているのか意味不明です。それぞれの計画や手順についても触れられていません。 このように曖昧な規定のまま、都道府県に参酌して基準をつくらせるようですが、都道府県が取り扱いに苦慮して混迷することが大いに懸念されます。また、法令や倫理規定は、コレクション管理だけの話ではありませんが、ICOMなど国際機関で強調されていながら、触れていないことも理解できません。以上の点について、内容の再検討をお願いします。	御意見ありがとうございました。必要に応じて見直しを図っていくことが必要と考えており、御意見については、今後の参考にさせていただきます。

13	【第19条関係】 資料は基本年と共に増えるものですから、管理にはデータベースの方が向いていると思います。ですので、3の当該箇所の文章を、「――、所蔵する博物館資料の目録を作成し、あるいは組織として資料データベースを作成する等して当該博物館資料を適切に管理し、――」と変更することを提案します。	第19条第3号は、法第3条第3号の「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。」と併せて御理解いただけますと御提案の趣旨に沿うものと思われます。
14	【第19条関係】 条文の中に「諸施設」に加えて「学術団体」も入れていただけると、地方都市の博物館としてはありがたいです。 「法第三条第一項第十二号に掲げる教育、学術若しくは文化に関する諸施設」とすべきと考えます。	博物館において職務上連携する関係機関は、設置者の種別、法人格の有無に関わらず全て「学術若しくは文化に関する諸施設」に含まれます。
15	【第19条関係】 現実の博物館においては学習する利用者主体の多様な教育活動も展開しています。博物館法第三条の条理に即し、たとえば「博物館資料を用いた学習機会の提供」は「社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動の機会の提供」とし、また「その他の教育活動を行う」を「および研究室、実験室、工作室等を設置してこれを利用させる」としてはいかがでしょうか。 また、「博物館資料を用いた学習機会の提供」を行う対象者を明らかにしてもらいたい。	御意見ありがとうございました。必要に応じて見直しを図っていくことが必要と考えており、御意見については、今後の参考にさせていただきます。
16	【第20条関係】 ・株式会社の法人も登録博物館に含まれることとなります。株式会社運営の場合、社長＝館長とならないこともあるため、その辺りのご配慮をお願いいたします。 ・常勤/非常勤、専門職/事務職、等あまりに基準が曖昧であり、常勤、専門職を基本としつつ、とすべきではないか。 ・博物館の管理運営を行うことができる館長」とあるが、“できる”と判定できるスキルの担保はどのように確認するのか。 ・基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長」はじつに曖昧な規定であり	第20条第1号における「館長」とは、その呼称、雇用形態、常勤非常勤の別を限定するものではありませんが、館の重要な事項について判断する権限を有する者を指します。

17	【第20条関係】 「学芸員がおかれていること」では弱いと思われる。「前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な数の学芸員がおかれていること」など、配置数等が十分であることを求める内容を加筆すべき。	第20条第2号は、法第4条第4項の「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」と併せて御理解いただけますと御提案の趣旨に近づくものと思われます。
18	【第20条関係】 研修に関する規則について、施行規則第19条ではなく、同規則第20条で扱うこと、研修実施の努力義務を含む文言を加えることを求める。 ・意見詳述 博物館法第3条第1項第11号の人材養成・研修に関連する施行規則の条文は第19条第1項第7号であるが、施行規則第19条は「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制」に限定されている。法第3条第1項第11号の意図は「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制」に限らず、広く博物館事業にかかる人材養成・研修を対象としており、このことを施行規則第19条で取り扱うことは同法の人材育成・研修の目的を狭める。	法第13条第1項第3号の「博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究」は、学芸員だけが行うものではなく、会計、広報、情報等の事務系職員を含めて取組むものですので、その体制の一つとして全ての博物館職員が多様な研修に参加することを促す目的で19条に記してあります。
19	【第20条関係】 第20条に関して、四号として「19条4号、6号に基づく博物館の運営に必要な、社会教育士もしくは社会教育士に相当する職員が置かれていること」という条文が必要ではないか。	御意見ありがとうございます。必要に応じて見直しを図っていくことが必要と考えており、御意見については、今後の参考にさせていただきます。
20	【第21条関係】 「施設及び設備が整備されていること」を「施設及び整備が整備され、保全計画（長期維持計画）が定められていること」と加筆すべき。 「乳幼児を育児中の者」/「乳幼児とその家族」/「乳幼児とその保護者」/「乳幼児とその同行者」に該当するような言葉も、記載を望みます。 「妊娠中の者」は、「移動や鑑賞をする上で困難を有する者、識字能力や言語運用能力の上で利用に困難を有する者」などの表現に改めることを希望する。 「妊娠中の者」や「日本語を理解できない者」の定義づけが例示として曖昧であり、例えば乳幼児を育児中の者やその家族、やさしい日本語のみ理解できる外国人や帰国子女等に対する配慮をどう判断すべきか等、各都道府県・指定都市教育委員会が困惑することが予想される。	第21条第4号における「高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者」は、配慮を必要とする利用者の例示であり、その他、小柄で展示ケースが覗けない、照度の低い展示室で暗所の歩行が苦手、ベビーカーや歩行器等を携行している等の博物館利用に不便が予想される場合を「その他博物館の利用に困難を有する者」として規定しました。 また、ここでの配慮とは、施設や設備等のバリアフリー化だけを意味するのではなく、職員による介助・誘導、読上げ等の対応と協力態勢の構築を含むものであります。

21	【第24条関係】 新設第二十四条の二（指定の基準）において、登録博物館における「博物館資料」を、指定施設においては単に「資料」と規定し、登録博物館における「学芸員」を、指定施設においては「学芸員に相当する職員」と区別していますが、博物館の登録・指定制度は、博物館の序列・階層制度ではないことをあらためて確認し、博物館相互の序列・階層化を助長しかねない当該規定に関し、表現を再考してください。	法令の体系下では、狭義の意味として登録博物館のみを博物館と定義しているため、扱う資料についても差別化しておりますが、実際の運用においては、博物館が職務上取り扱う資料、情報、権利等は、媒体の種別や所有の有無に関わらず全て「博物館資料」と捉えて差し支えありません。
22	【第20条関係】 第27条で 法第31条第2項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由を規定しましたが、公的な登録博物館として世間の評価をもとに収集した文化遺産や動植物などの自然遺産の管理と次代への継承はどうなるのでしょうか。 行政処分としての指定と指定の解除はこれでできても、博物館固有の役割である文化と自然の遺産の保存と継承はできませんね。 法自体の立て付けがよくないと思います。	博物館法に基づく登録、指定又はその取消は、法人の設立や解散に影響するものではございません。登録や指定の要件を欠くようなことになった場合は、審査主体（国、都道府県又は政令市）が法令に基づき適切に対応するとともに、日本博物館協会等が必要な相談に応ずることが想定されます。
23	【全般】 博物館施設が社会教育施設であることを第一とすること。 専門家としての学芸員を尊重すること。 博物館施設の公的な役割と、継続可能性について重視すること。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
24	【全般】 この規則改正および参酌基準の提示だけでは、文化審議会で議論されていた活動の質をはかることなどが十分にできないと思われる。施行規則として文言がこのレベルの抽象度になるのであれば、運用スキームを提示したうえでパブリックコメントをとるべきではないか。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。

25	【全般】 博物館学芸員や博物館施設の質の担保を目的とした法改正と認識しています。まだ登録制度の改定に伴う具体的な条例や規則は示されていないものの、期待するのは、学芸員や施設の質が担保されることで、専門性が認められ、社会的のその存在意義を認識してもらうことです。残念ながら、現状では、純粋な研究機関（者）でもない、教育機関（者）でもない、福祉でもない、観光でもない、など結局のところ、縦割りの行政区分に当てはめられないことによって、どこからも浮いている状況になっています。建前では、すべてを兼ねるように要請されているし、学芸員もよりそのための覚悟を決めています。しかし、結局のところ、どっちつかずで中途半端という評価を受けているのが現場の手ごたえです。 博物館学芸員や博物館施設の質の担保、この方向性には賛成しております。それしか打開策はないとも思っています。日本でも、学芸員という生き方がある、ということが、業界の内部だけでなく、社会的なインパクトを持って認知されること、それによって組織と学芸員がより必要なことに打ち込める環境が出来ることをその動きなされることを切に願っております。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
26	【全般】 5年間は引き続きみなしの規定により、以降は新たな基準に基づいて再度登録をし直すということですが、登録までの時間はどの程度かかるのでしょうか。（新たな基準を「参酌」して教育委員会なり自治体が定めていくとのことですが、教育委員会・各自治体は今回の改正についてどの程度周知しているのでしょうか） また、多くの博物館で指定管理者制度が取り入れられています。数年で指定管理者が変わる施設も多くあります。そのような指定管理者制度の中で、登録館あるいは相当（指定）施設になっていくべく努力をするのは、非常に難しいことではないかと思います。登録あるいは指定施設になったとしても、指定管理者が変わることでその質が保証されるかは疑問です。 これまで登録施設、指定施設が増えなかったことについては、指定管理者制度を前提にした議論はあったのか、伺いたいところです。登録・指定施設を目指すのであれば、指定管理期間の見直し、あるいは指定管理者制度そのものの見直しも必要ではないかと思います。	登録に係る事務は、審査主体（国、都道府県又は政令市）における人員や体制によって異なるため、1件当たりの審査期間も異なってきます。 また現在登録されている博物館の多くは、公立館であることから、指定管理者制度を導入している館があることを前提に改正の議論を行いました。

27	【全般】 登録の審査基準の詳細は「文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めること」となっており、博物館法施行規則改正案を見ると確かに「参酌すべき基準」という章がたてられているものの、詳細は教育委員会にゆだねられています。 一方、国際標準として参照すべきICOM（国際博物館会議）による国際的な「博物館の定義」は昨年夏に改訂されたばかりですが、そこでは「博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関（A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society）」と書かれています。 「参酌すべき基準」に戻ると第19条の一に「相当の公益性を持って」とありますが、その一か所のみです。かたや、今回の法改正では「博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できる」ことが大きく、特に「私立博物館」については「公立博物館以外のものをいう」という引き算的な書き方になっており、一般および公益社団・財団やNPO法人以外の営利法人（株式会社等）も登録できる余地を作っています。 ICOMの精神に鑑み、実際の基準を作成する教育委員会に対して、公益性と持続可能性を強調すべきではないでしょうか。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
28	【全般】 今次の改正では、博物館活動に関する評価が、短期的な収支見合いや自治体の方針などに左右され、長期的な視点での資料の保存に結びつかないことを懸念します。今日観光資源があるのも、過去に収益や短期的な社会の支持と結びつかずとも、広く資料を収集・保存した努力の賜物です。人員の限られた博物館に短期的な収益性を求めれば、資料の整理や保存、研究は疎かになり、結果的には資料の海外流出などに繋がり、将来的な観光資源の消失になります。参酌基準には、短期的な視点より、長期的な意義をより重視することを盛り込んでください。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。
29	【全般】 施行規則公布後の、都道府県及び指定都市の、博物館登録にかかる基準の策定や審査業務に対する支援のさらなる強化を求める。	御意見ありがとうございました。審査主体である都道府県及び指定都市の教育委員会と連携しながら、運用面で留意してまいります。

30	【全般】 ・意見の概要 施行規則の公布にあわせて「基準に適合していることを証する書類」の考え方の周知を早期に行うことを求める。 ・意見詳述 施行規則における参酌基準は大きな方向性を指し示すものであることから、登録事務を担う自治体が参酌基準のみを参照して登録基準を作成するには相当の労力を要する。参酌基準の提示は本来は令和4年度秋に予定されていたが、1月末の公布にずれ込んでおり、令和5年度当初より自治体が直ちに登録事務を担う体制を令和4年度中に整えること（博物館登録に関する規則の改定など）は困難であることが予想される。各自治体が令和5年度の早い時期より登録事務が開始できるよう、文化審議会博物館部会第三回資料4で説明のあった「基準に適合していることを証する書類」の全容を早期に周知することを求める。	申請の書類については、審査基準を策定する審査主体（文部科学大臣、都道府県の教育委員会、指定都市の教育委員会）がそれぞれ定めることとなっています。
31	【全般】 今回のパブリックコメントは、多くの国民が年末年始の休暇をとる時期に設定されており、公務員の場合、実質7日間の勤務日しかない設定となっている。政府としてワーク・ライフ・バランスを推進しようとしている中で、わずか1週間の公募期間しか設けていない。 また、今回の参酌基準は、事実上7月29日に開催された部会の配布資料4の内容とほぼ同様であり、もっと早く提示することもできたように思われ、このことに対する説明がないことは、文化庁として博物館政策を軽視しているとも受け取ることができ、強く遺憾の意を表明する。	御意見ありがとうございました。御意見については、今後の参考にさせていただきます。